京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 平成25年11月15日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第116号

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する」の右に「別に定める」を加え、同条第2項中「規定する」の右に「別に定める」を加え、「別表第3」を「別表第5」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 条例第6条第2項に規定する別に定める駐車料金の額は、別表第3に掲げるとおりと する。
- 3 条例第7条第2項に規定する別に定める駐車料金の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

第3条第1項本文中「第5条第6項,第6条第1項」を「第7条第6項,第8条第1項」に改める。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「その他学生」の右に「(条例別表第3備考2に規定する者をいう。)」を加え、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 障害者等用自転車定期駐車券の交付を受けようとする者は、第2項の規定による申請の際に、身体障害者手帳その他障害者等(条例別表第3備考3に規定する者をいう。)であることを証する書類を提示しなければならない。

第5条第5項及び第6項中「第3項」を「第2項」に改め、同条を第7条とする。 第4条の次に次の2条を加える。

(回数券)

第5条 市長は、条例第6条第1項の規定に基づき、回数券(京都市出町駐車場にあっては、自転車に係るものに限る。)を発行する。

(前払式駐車券)

第6条 市長は、条例第7条第1項の規定に基づき、京都市御池駐車場に係る前払式駐車 券を発行する。

別表第3京都市出町駐車場の項中

学生用自転車定期駐車券

2, 500

を

学生用自転車定期駐車券	2, 500
障害者等用自転車定期駐車券	2, 500

に改め、同表を別表第5とし、

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3(第2条関係)

区	分		□	娄	Ź	券		の	種	類	駐	車	料	金	
京都市出町	駐車場	1	5	0	円	券	1	1	枚つ	づり		1,	5	0 0	円
京都市御池	駐車場	2	5	0	円	券	1	1	枚つ	づり		2,	5	0 0	

別表第4 (第2条関係)

前払式駐車券の種類	駐	車	料	金
2 , 7 5 0 円 券				2, 500円
5 , 5 0 0 円 券				5, 000
1 1 , 0 0 0 円券				10,000

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)